

## 特定非営利活動法人（NPO法人）に対する 保証取扱い開始について

「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が平成27年5月20日付に可決・成立し、中小企業信用保険の対象に一定の特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）が追加されることとなり、平成27年10月1日より保証取扱いを開始いたします。

対象となるのは次の規模要件を満たすNPO法人です。

（1）従業員（雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれない）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

（2）資本金

規模要件なし（NPO法人には資本金の概念がない）